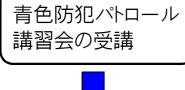
青色防犯パトロールの新規申請手続きの流れ ※手続き前にパトロール地域を管轄する警察署生活安全課(刑事生活安全課)までご相談ください。



○ 地元の警察署に青色防犯パトロール講習会の受講の申請

証 阴 請 由



警察署における審査



警察本部における審査



証明書•標章•パトロール 実施者証の交付



青色回転灯の取付け



青色防犯パトロールの開始

- 地元の警察署を通じて警察本部長宛に申請
- 申請に必要な書類
 - 証明申請書(様式第2号)
 - 団体・青色防犯パトロールの概要(様式第3号)
 - (3) 実施者名簿(様式第4号)
 - ④ 誓約書(様式第5号)
 - 自動車検査証の写し
 - 青色回転灯の取付位置がわかる使用車両のカラー写真
 - 取り付ける青色回転灯の大きさ、形状、光度等がわかる資料
 - ⑧ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示に ついて大きさや形状がわかる資料
 - ⑨ パトロール実施地域の見取図
 - ※ 委嘱状の写し(委嘱を受けている場合に限る)

○ 証明書を受領後15日以内に、九州運輸局熊本運輸支局等(軽 自動車の場合は、軽自動車検査協会)において、証明書の写しを 添付して自動車検査証の記載事項の変更申請を行い、自動車検 査証に「自主防犯活動用自動車」との記載を受けること